



PFI事業の概要

内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

2023年7月



PFIとは

PFI（Private Finance Initiative）とは、官民連携（PPP Public Private Partnership）の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」により事業の枠組みが設けられています。



PFIの効果

一括発注・性能発注により民間ノウハウが発揮され コストダウンが達成できる

従来型公共発注である分割発注とすると、次フェーズの発注を意識し、どのような企業でも対応できるように、仕様発注とならざるを得ないという背景があります。

設計、施工から運営に至るまでを一括発注とし、あわせて性能発注とすることで、維持管理コストを視野に入れた施設計画、自社特許を活用した工法、汎用資材の使用など、民間事業者のノウハウを踏まえた設計となるため、施設のライフサイクルコスト削減に効果的な提案を求めることができるようになります。

また、施設整備費を契約期間に亘り平準化することが可能です。

民間収益事業を組み合わせることで 市民サービスの向上が期待できる

PFI事業では、施設全体のマネジメントの提案を求めることも可能となるため、施設本来の用途に加え、空きスペース等を有効活用する提案を受け付けやすくなります。

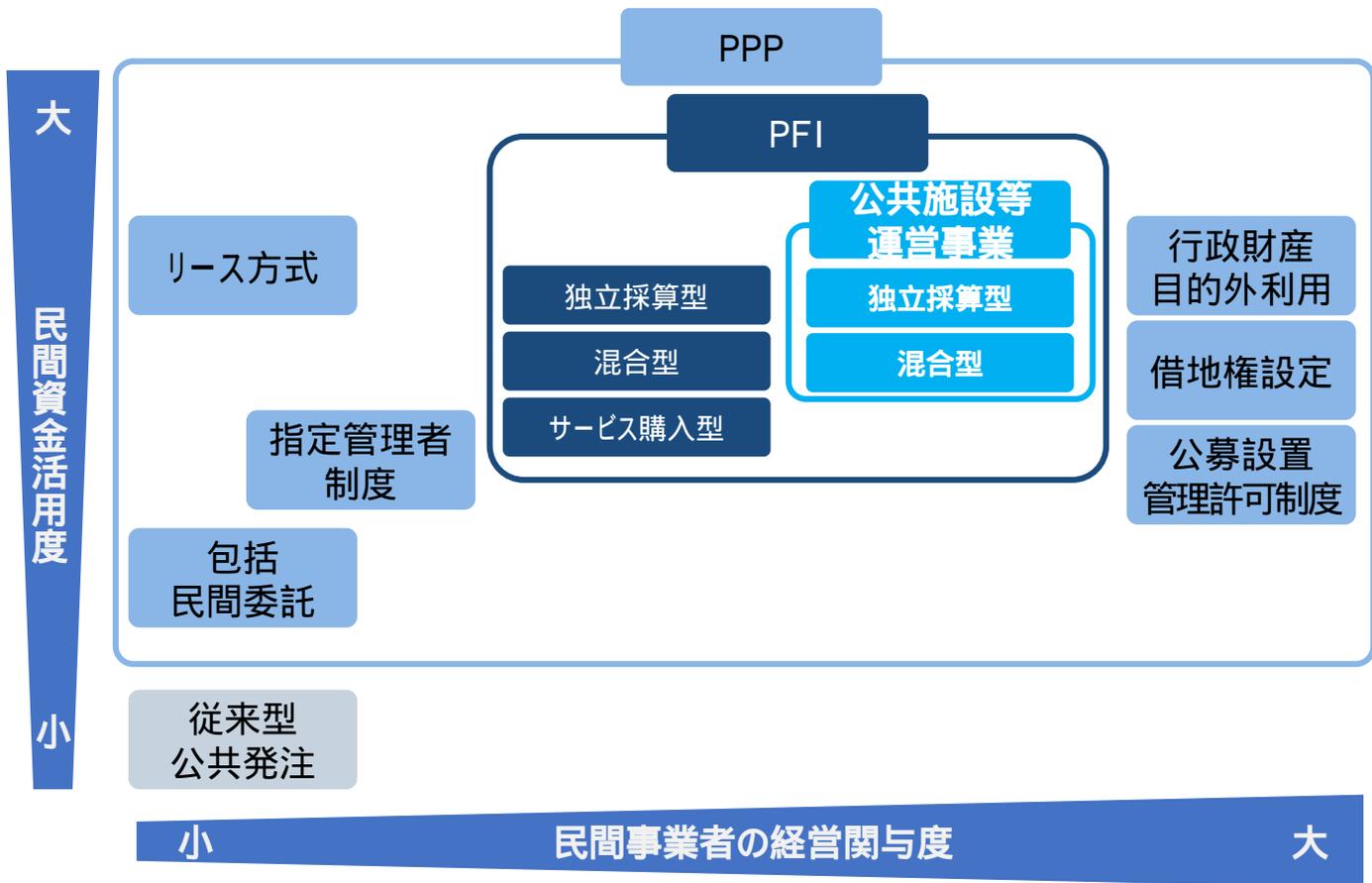
公共サービスだけでは提供できなかった市民サービス（カフェ、レストラン等）を提供できるようになるなど、公共施設のサービス水準の向上が期待でき、それによって、公共施設の稼働率や集客力を高めるなどのメリットも期待できます。

また、収益性が高い事業の場合には、民間事業者の収益の一定程度を公共負担削減に還元することも想定されます。

PPP/PFI事業の概要イメージ

PPPは、Public（官）とPrivate（民）のPartnership（連携）であり、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るなど様々な形で活用されています。

なお、下図では、民間事業者の運営の自由度の観点から代表的なPPP事業類型をマッピングしています。



事業案件ごとに官民のリスク分担が異なることから、必ずしも上記イメージ図に合致するわけではない。

○ 多様なPPP事業類型

公募設置管理許可制度（Park-PFI）

- 都市公園において、**飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度**です。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、設置管理許可期間（10年 20年）や建蔽率（2% 12%）等の特例が適用されます。
- さらに、**特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2は社会資本整備総合交付金を活用可能**です（官民連携型販わい拠点創出事業）。
- なお、PFIと名付けられていますが、都市公園法に根拠を置き、PFI法に基づくPFI事業とは異なります。



DBO（Design-Build-Operate）方式

- 設計・建設、運営をパッケージで民間委託する方式であり、**PFIに類似した事業方式**です。従来型公共事業と同様、起債によるため資金調達コストは低いものの、PFIと異なり、**施設整備費を契約期間に渡って平準化することはできず、一部は当初に負担する必要があります**。
- 一括発注・性能発注により、民間事業者のノウハウで、施設のライフサイクルコスト削減につなげる効果的な提案を求めることも可能です。
- また、PFIと異なり、一本の事業契約とせず、設計・建設契約と運営契約を分離することが一般的です（**公共の契約管理事務は増加**）。
- PFI法に準拠せず、法的な位置付けはありません。



PFI事業のメリット

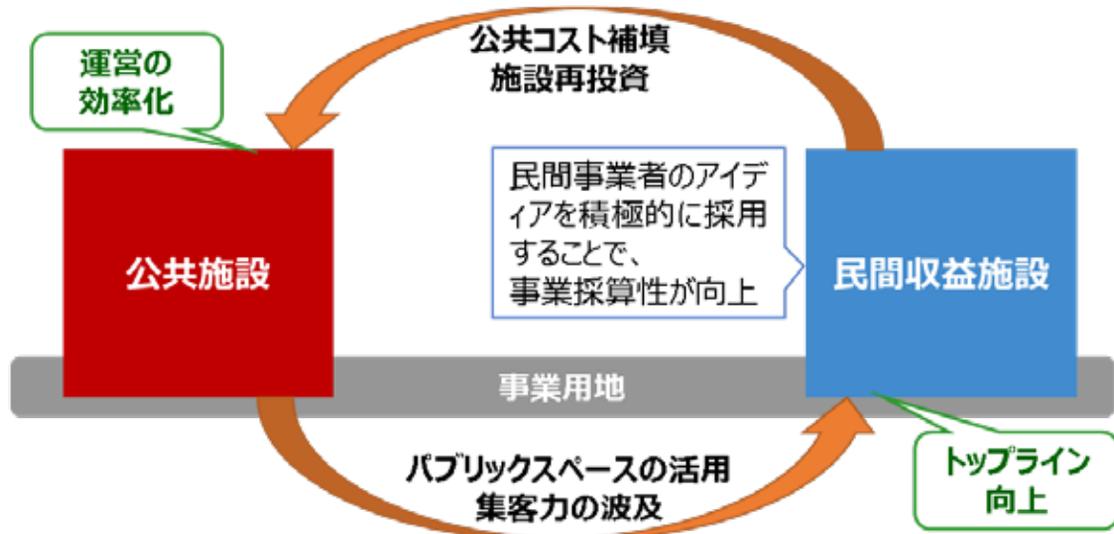
○ 発注の一括化により民間ノウハウが発揮されコストダウンを達成

◆従来型の公共事業と典型的なPFI事業との違い



○ 民間収益事業を組み合わせることで事業採算性向上

◆PFI事業における資金の循環



○ PFIを選択することの地域的な効果

○ PFIは公共サービスの提供主体を一部民間事業者にゆだねる行為。

主たるメリット

(旧来のイメージ 公共事業主体を官から民へ転換)

官民共通

• 長期契約によって経営の見通しが立てやすくなり、投資しやすくなる

- 公共のコスト削減
- 歳出が平準化され財政シミュレーションに有用
- 長期的な視点で業務の手間が減少
- 正規雇用の場の増加

官

P
F
I
事
業

- 公共空間を使った事業機会の増加によるトップライン向上
- 事業一括契約に基づき公共と長期の関係構築

民

+

副次的なメリット

(新資本主義のイメージ 官民連携による地域の持続的成長)

官

- 多様な地域課題の解決の場として活用
- 関連する施策の実行

地域住民

- 地域外企業の参加による外部人材の流入
- 全国企業による水準の高いサービス享受が可能

P
F
I
事
業

企業

- 整備・維持管理・運営の一括契約により地元企業間の連携強化
- 直接コンソーシアムに関与のない地元企業を巻き込んだ事業化により参画余地拡大

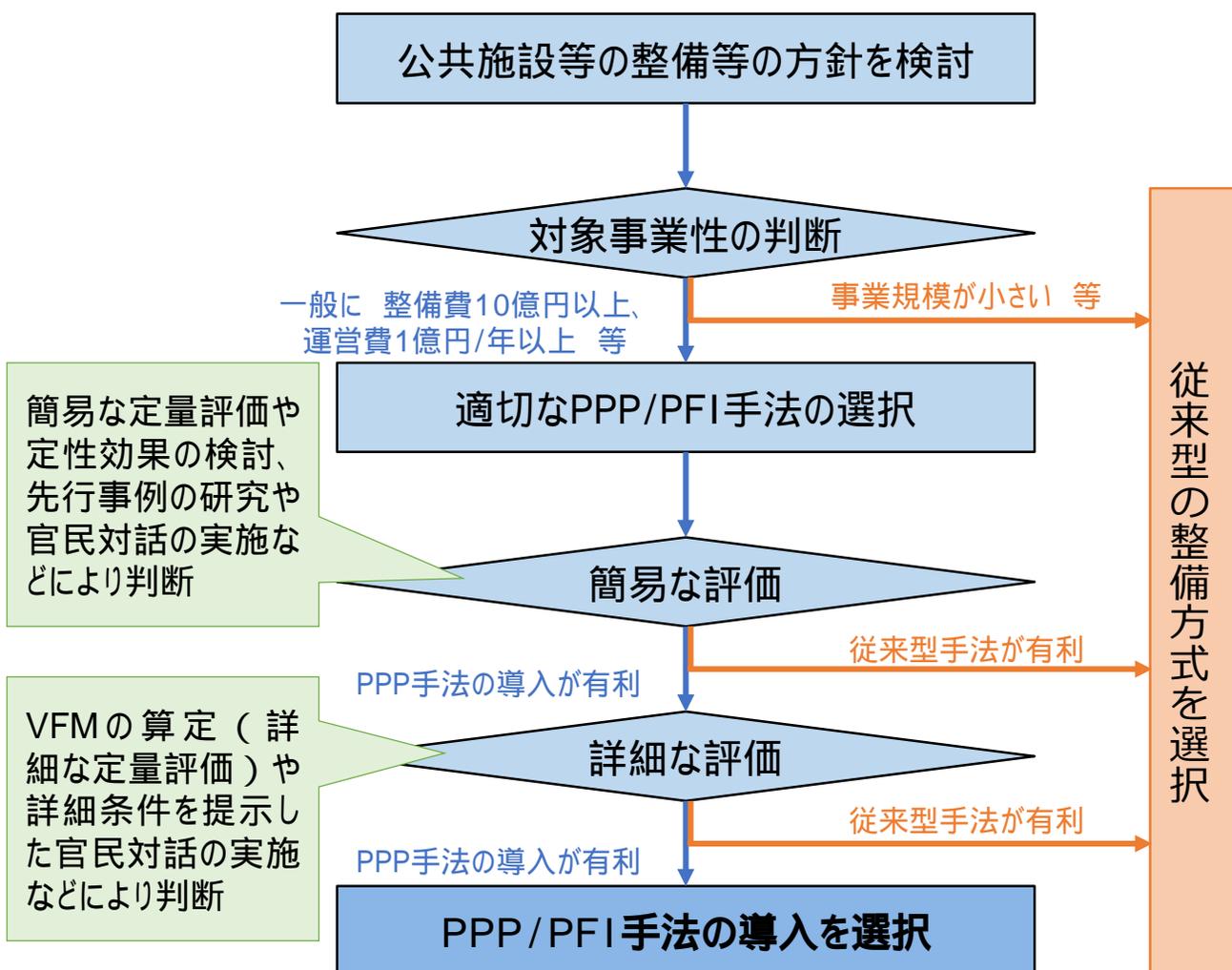
- 公共事業を**地域課題解決のための官民連携の舞台**ととらえ、地域内外の官民が保有するリソースを結集することで、**地域経営を強化**。
- 地域特性と外部のノウハウをミックスし、地域の課題解決に貢献。
- 地域外企業が参加することで、地域の関係人口増加にも寄与。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討する規程

内閣府では、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していき、多様なPPP/PFI手法を拡大するための指針を作成しています。

公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する仕組み（PPP/PFI優先的検討規程）の作成を促しています。

優先的検討プロセスの全体像



詳細は内閣府「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を参照。

PFI事業実施のステップ

PFI事業では、大きく分けて事業の発案から事業者選定までの事業化前フェーズと事業契約後のフェーズに分かれます。

下図に、一般的な事業化までのステップとタスクを示します。

ステップ		公共の実施手続	PFI法に基づく手続
基礎検討 (=簡易な検討)	可能な限り事業構想を膨らませ事業骨子を決定するステップ	上位計画の整理	
		既存施設の運営状況等のレビュー（指定管理者の評価等）	
		施設整備の方針・維持管理運営の方針検討	
		整備手法の検討（事業費算出・手法の比較）	
		基本構想・基本計画の策定	
		PPP（PFI）の方針検討	
可能性調査 (=詳細な検討)	実現可能性の最も高い事業条件を検討するステップ	PPP（PFI）の導入可能性の必要性判断	
		現況調査・将来需要予測	
		収支予測検討（VFM・対価の試算）	
		事業手法の比較検討	
		最適手法の導出（PFI手法採用の庁内決定）	
公募準備	事業条件を公募資料に落とし込むステップ	事業条件の詳細検討	
		実施方針条例の策定（地方公共団体の場合）【法18条】	
		実施方針の策定【法5条、17条】	
		公募資料作成（募集要項・要求水準書・基本協定案・実施契約案等）	
事業者選定	よりよい民間ノウハウ提案を受け付けて事業化を達成するステップ	実施方針公表【法5条3項】	
		特定事業の選定【法7条】	
		入札広告	
		優先交渉権者選定	
		基本協定締結	
運営権設定		運営権設定の議会議決【法19条4項】	
		運営権設定・公表【法16条、19条】	
事業開始	事業条件を調整、決定するステップ	事業契約（実施契約）締結・公表【法22条】	
		運営準備	
事業実施		PFI事業の開始	
		モニタリング評価	
		PFI事業の終了	

運営権設定ステップは公共施設等運営権事業の場合に実施。

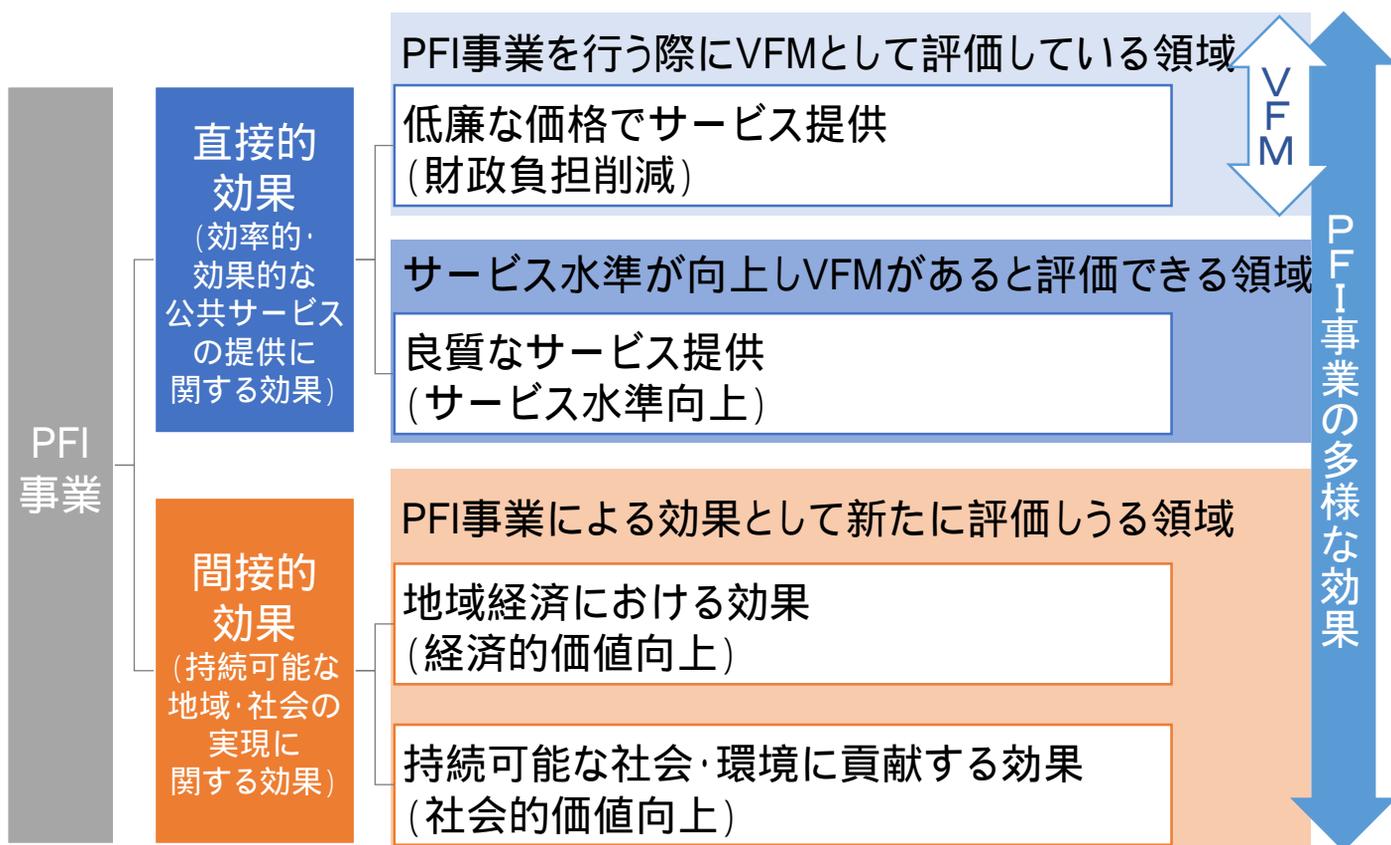
PFI事業による多様な効果

PFI事業の効果を具体的に検討すると、事業自体及び事業が実施される施設で発揮される直接的効果と、事業を取り巻く社会や環境などに発揮される間接的効果に区分できます。また、それぞれ従来型事業と比較して、経済面及び社会・環境面にポジティブなインパクトが発揮されることがわかります。

PFIの効果は、これまで、効率的・効果的な公共サービスの提供であるとされ、主に財政負担縮減が重視される傾向にありました。

今後は、財政負担縮減のみならず、持続可能な地域・経済社会の実現に関する多様な効果を実現することが期待されます。

優先的検討プロセスにおいて多様な効果の有無を確認することで、事業化をスムーズに行うことが可能となります。



ローカルPFI

ローカルPFIは、PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）にて示された、官民連携事業の事業化における案件形成、事業者選定、契約履行等の一連の過程を通じて、地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向するコンセプトです（ローカルPFIにはPPPを含む。）。

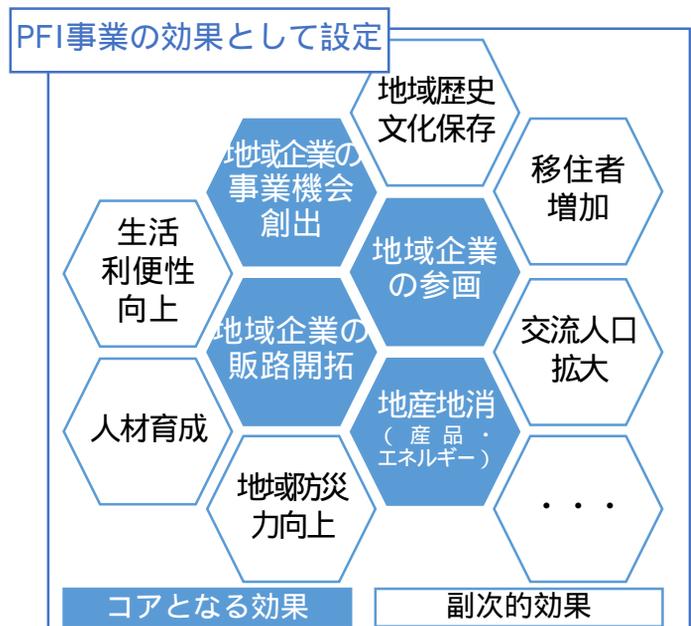
PFI事業において、財政負担軽減（VFM）に加え、自治体・民間の創意工夫により、地域経済・社会に貢献する多様な効果に焦点を当てることを想定しています。

ローカルPFIのイメージ

地域課題の解決	PFIによる地域課題を解決し地域の発展に効果のある指標を設定し、定量・定性的に評価
地域経営の視点	施設や分野を横断して課題解決に取り組むための、新たな官民連携手法の検討を推進
公共空間の活用	PPP/PFI事業を実施することにより、公共施設や余剰地を活用した取組を活発化

地域課題を元にコアとなる効果を設定するとともに、事業化アイデアの深掘りにより、副次的効果のイメージを固めることでPFI事業の多様な効果を発揮

設定した効果を図る評価指標を示す公募資料等において「ローカルPFI」を標榜することで、地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向する事業であることを対外的に説明することが可能



効果は例示

PFI事業実施における主な不安

参入する民間事業者を確保できるか

基礎検討ステップから様々な分野の事業者と対話を行い情報収集することで、事業構想の枠組みが広がります。それによって効果の高いPFI事業とすることも可能となり、事業者の参画を促すことにつながります。

また、早期段階から対話（サウンディング）を積極的に行うことが、PFI事業実施の情報発信にもつながり、関心を高める効果もあります。

大手企業に発注先が集中するのではないか

PFI事業をそれぞれの地域にあった形で展開するには、調整役を担うため、コンソーシアム代表企業から、地域のまちづくりを担う地元企業や地元金融機関の参画を求めることも多くあると把握しています。

また、公募段階で地元企業のコンソーシアム参加を義務づけたり、評価を高くするなど、一定程度、公共側でコントロールすることも可能です。

長期間の事業でサービスレベルが維持されるか

事業者による適正な公共サービスの提供を担保するためには、管理者が民間事業者に対しサービス水準や経営状況等についてモニタリングを行い、問題が生じる可能性がある場合には速やかに改善命令等を行うことにより、公共サービスの安定供給を担保することが重要です。

なお、サービス対価を支払う事業の場合、契約条項にサービス対価の額を一定期間で見直す内容などを盛り込むことも有用です。

事業期間中に事業者が撤退しないか

安定した運営を実現するためには、事業リスクの管理に関して、事業者、公共、金融機関等の関係者で事前に十分な合意あるいは検討がなされることが重要です。そのため、可能性調査ステップでの官民対話により、無理のない公募条件を設定するとともに、事業開始ステップでしっかりと提案内容について前提の確認を行うことで、事業者撤退リスクを低減させることができます。

なお、PFI事業では、事業者の経営状況についてその事業に融資する金融機関のモニタリング効果が働きやすいという特徴もあります。

公共施設等 運営事業とは

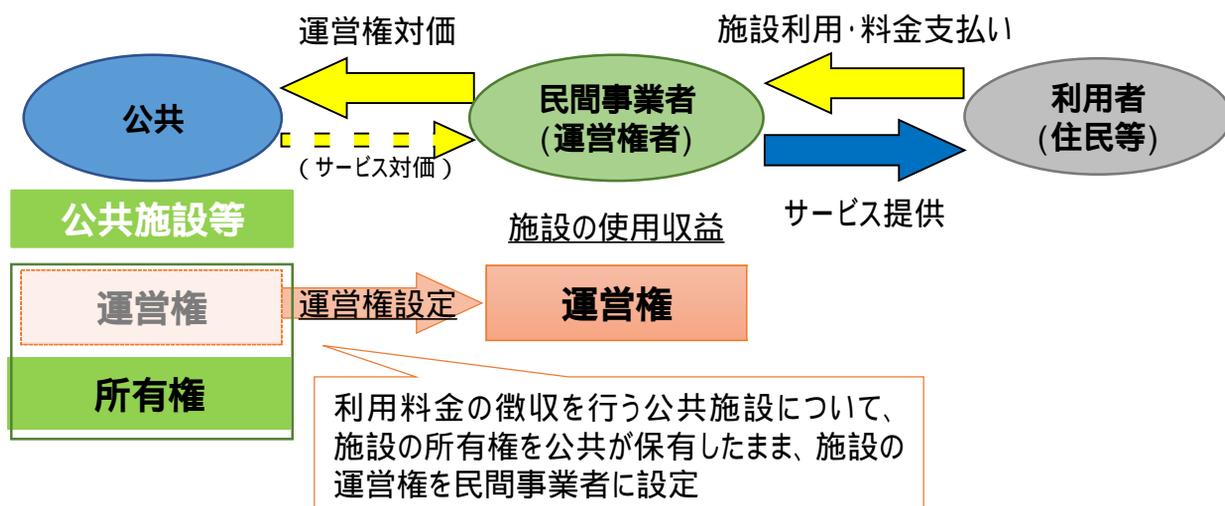
公共施設等運営事業（コンセッション）方式

- PFIの一形態としてコンセッション方式があり、**利用料金の徴収を行う公共施設**の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式で、**より自由な公共施設運営を認めようとするもの**です。
- 民間事業者が運営主体となることで、**社会的なニーズ、施設運営の需要や供給にあわせて柔軟に運営方法を変更**でき、民間事業者のノウハウを発揮しやすい事業方式であることが特徴です。
- また、施設全体を使った収益確保機会を検討する契機となり、施設の余剰スペースが有効活用される場合もあります。
- なお、指定管理者制度や借地、借家契約により、目的が一定程度達成されることもあり、検討にはメリット・デメリットの整理が重要です。



公共施設等運営事業（コンセッション）の概要

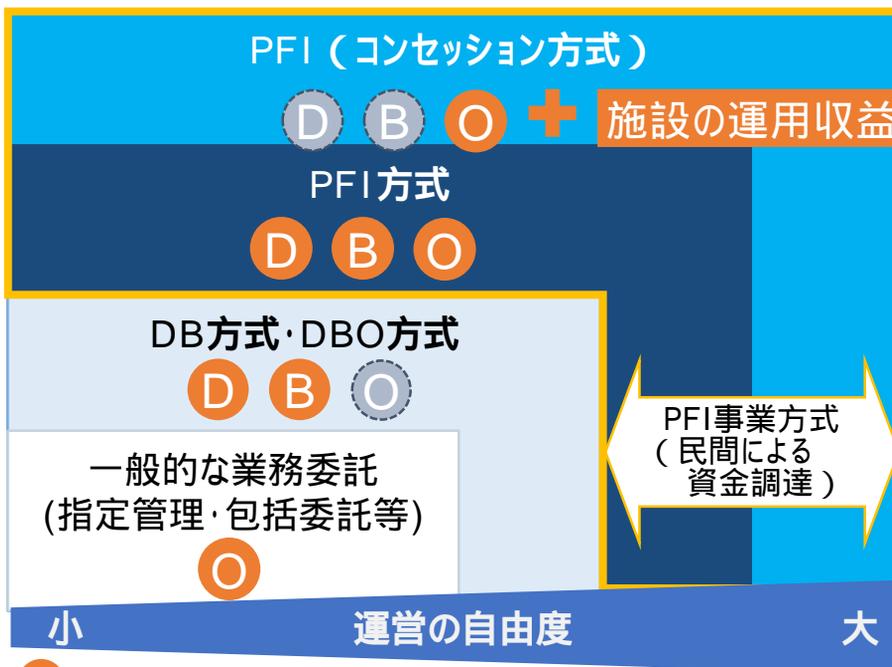
コンセッション事業のスキームイメージ



民間事業者に委ねる内容の違い

コンセッション方式は既存施設の運営を民間事業者に委ねるものが基本的な発想ですが、新規施設の整備や改修等を組み合わせるスキームの事例も蓄積しています。

右図に示すとおり、他のスキームと比較した際に、外側に向かうほど民間事業者の裁量が増加します。



- D** Design : 施設的设计
- B** Build : 施設の建設
- O** Operation : 施設の運営・維持管理

コンセッション事業のメリット

コンセッション事業のメリットを下記に示します。

公共としては、一般に、事業者から運営権対価を徴収することにより、運営権対価を一括払いで事業者から徴収する場合は、実質的に施設利用料収入を前倒しで得ることができるほか、施設所有権と運営権を分けることで、施設を公共が保有したままで、民間事業者のノウハウ等を活かしたより自由度の高い事業が実施可能となります。

○ コンセッション事業のメリット（例）

期待されるメリット

公共

- 事業者から運営権対価を徴収できる場合、実質的に施設利用料収入を前倒しで得ることができる。
- 事業収支及びマーケットリスクを公的主体から事業者に移転することができる。
- 稼働率向上など公共施設の事業性を高める事業実施が可能となる。

PFI事業者

- 運営権を独立した財産権（みなし物権）とすることで、抵当権の設定が可能となるため、抵当権を設定できない公共施設の運営事業と比較して、円滑な資金調達が可能となる。
- 業務委託ではなく、運営権を付与することで、料金設定や自己投資、行政財産の目的外利用など自由度の高い事業運営が可能となる。
- 事業期間を長くする例が多く、安定した事業運営が行える。
- 運営権は会計上減価償却できる。

利用者

- 事業者による運営の自由度が高まることで、利用者ニーズを反映した公共サービスを受けられる。

金融機関

- 運営権への抵当権設定が可能となり、金融機関の担保が安定化する。
- 運営権が譲渡可能となり、投資家の投資リスクが低下する。

コンセッション事業の導入検討

コンセッション事業を導入することにより、既存の公共保有施設における資産価値や事業予算、施設の維持管理やサービスの提供主体などの観点における課題の解消を図ることができる可能性があります。

ただし、コンセッション事業以外のPPP事業がスキームにマッチすることも考えられることから、様々な手法について横並びで検討することが重要です。

○ コンセッション事業導入検討のチェックポイント（例）

ポイント	コンセッション事業 導入による効果
利用料金徴収施設である。	民間事業者のノウハウによる運営により、収益を拡大できる可能性がある。 なお、コンセッション事業の対象となる施設は利用料金徴収施設に限られる。
附帯事業を行いうる余剰地（床・壁面等）がある。	運営権を設定することで運営権者の得意とする事業が実施され、附帯事業による収益改善が達成できる可能性がある。
現在の施設運営者から運営の自由度を高める要望がある。	運営の自由度を高めることで、収益性の高い運営が行われる可能性があるとともに利用ニーズにマッチした運営が行われやすくなる。
施設の長期修繕を効率的に行いたい。	予防修繕や利用者目線による優先順位の観点から修繕計画策定・実行に民間事業者のノウハウを活用できる可能性がある。
特殊・専門的な設備があり、維持管理可能な事業者が固定されている。	維持管理業務が一定の事業者に固定される場合、当該事業者に対して運営権に基づく管理を委ねることで予防修繕等の観点から更新が行われるなど、発注等の効率化が図られる可能性がある。
施設機能を向上させる投資が行われ魅力向上が期待できる。	施設運営の効率化のため民間事業者の判断で投資を行うことができ、スピード感をもって施設の売上向上、コスト削減を行いうる。
利用料収益を効果的に再投資して施設に還元したい。	公共は利用料金を一般財源として歳入するため、必ずしも当該施設の事業予算とならないこともある。 利用料収入を運営権者において留保させることで、施設機能を向上するための再投資原資とすることが期待できる。

○ コンセッション事業と他のPPP手法の比較

	包括的民間委託	指定管理者制度	コンセッション事業
概要	複数の業務や施設の維持管理・運営を包括的に民間事業者へ委託する事業方式	公の施設について民間事業者等を指定して維持管理・運営させる手法	施設利用者が利用料金を支払う公共施設等に対して、施設の運営を行う権利を民間事業者（運営権者）に設定する事業
特徴	業務発注仕様で規定された維持管理・運営業務を請け負わせる	維持管理・運営に関する包括的な権能が移譲される 修繕は軽微なものを除き公共が行うのが一般的となっている	維持管理・運営を民間事業者の事業機会として設定する 収益向上のための事業展開やグレードアップ投資を促進する
根拠法	特段の法制度なし	地方自治法	PFI法
条例制定	不要	必要	必要
事業期間	3～5年程度が多い 法的に制限なし	3～5年程度が多い 法的に制限なし	概ね15年以上の長期間の設定がなされ、30年超の期間が設定されている例もある 法的に制限なし
利用料金	収受不可	収受可 利用料金制の場合 予め管理者等に承認を受ける	収受可 収受できる施設で実施 予め管理者等に届出
使用許可権限	使用許可権限なし	使用許可権限あり	使用許可権限なし
公共の収入	使用料	収入の一部の納付を求めることが可能	運営権対価の徴収

コンセッション事業では、指定管理者制度と異なり、運営権者に施設の使用許可権限は認められていません。運営権者に施設の使用許可権限を与えるためには、指定管理者制度を併せて適用することが必要になります。

コンセッション事業実施のFAQ

どのような施設がコンセッション事業の対象となるか

PFI法第2条第1項に規定される「公共施設等」のうち、公共が所有権を有し、利用者から利用料金を徴収する施設がコンセッション事業の対象となり得ます。具体的には、水道、下水道、スポーツ施設、集会施設、美術館、MICE施設、空港等の施設です。施設の種類によっては個別法により制限を受ける場合もありますので、ご確認ください。

収益性が低い施設（維持管理・運営費用が収益を上回る施設）でも導入できるか

費用が収益を上回る事業でも、公共が別途対価を支払うことで、コンセッション事業の実施が可能です。民間事業者の創意工夫を活かすことで収入が増え、財政負担が軽減されることが期待されるため、コンセッション事業を導入する意義は大きいと考えられます。こうした手法は「混合型」と呼ばれており、これまで多くの事例があります。

新たに整備した施設、施設整備（設計・建設）とコンセッション事業を同一事業者任せにすることはできるか

新たに整備する施設を対象とすることも可能です。ただし、施設整備後に運営権を設定することが求められます。施設整備とコンセッション事業を同一事業者任せの場合、施設整備とコンセッション事業を一体として事業者公募を行い（BT+コンセッション方式）、選定された事業者との間で施設整備とコンセッション事業に関する契約を締結することになります。

コンセッション事業と指定管理者制度の併用が必要になる事業はどのような事業か

公共施設等運営権のみでは事業者は施設の使用許可を行うことはできません。運営権者が住民等に対して施設の使用許可をする場合には、公共施設等運営権と指定管理者制度の併用が必要で、公共施設等運営権の設定と指定管理者の指定それぞれについて議会の議決等を経ることが求められます。

コンセッション事業実施のFAQ

施設の大規模改修を運営権者に行わせることはできるか

運営権者に対して、施設の大規模改修を担わせることは可能です。ただし、新設工事や施設を全面除去した上で再整備することは認められません。公共施設等運営権の範囲で実施できる更新投資・できない更新投資の詳細については、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」をご覧ください。

導入可能性調査においては、どのような検討を行うべきか

導入可能性調査は、施設の維持管理・運営に関して最適な事業手法や事業条件を検討するために実施するものです。一般的な検討プロセスとしては、まず、事業情報の整理（施設情報など）、公共が民間事業者に求める事項を整理した上で、公共が直営で事業を実施した場合の財政負担額や収入額を試算します。続いて、民間事業者と対話（マーケットサウンディング）を行って民間事業者側の意見を聴取し、事業条件やリスク分担の在り方を検討します。これらの条件をもとに、定量的な評価（VFMや運営権対価の試算）を行います。最後に、事業手法毎の評価をして最適な事業手法や事業条件、今後の検討課題を導出します。

VFMの評価をどのように行うべきか

独立採算型のコンセッション事業においては、公共が実施する場合における事業の価値（収入 - 支出）と、コンセッション事業を実施する場合の事業の価値（収入 - 支出）を比較することが望ましいです。なお、混合型の場合には、公共の負担額の比較も行って評価することが望ましいです。

詳しくは、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」をご参照ください。

議会の議決が必要なタイミングはいつか

地方公共団体が実施するコンセッション事業の場合、実施方針策定前のタイミングで、実施方針条例を制定することになります。また、公共施設等運営権の設定に際しても議会の議決が必要とされています。

なお、混合型のコンセッション事業で公共が対価を支払う場合には、原則として入札公告まで（公募型プロポーザル方式の場合には仮契約締結まで）に、債務負担行為の設定が求められます。

【参考資料】

政府の推進体制

岸田総理発言（令和5年6月2日PFI推進会議）

本日、PPP / PFIについて、**質と量の両面から更なる拡充を図る**ため新たなアクションプランを決定いたしました。

PPP / PFIは、民のノウハウを官に活かすことで、社会課題の解決と経済成長を同時に実現していくものであり、**新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱**として、強力に推進していきます。

アクションプランでは、まず、第1に、事業件数のターゲットを、現在の5年間で70件から、**10年間で575件へと、大幅に拡充**いたします。これにより、事業規模目標30兆円に向けた今後の道筋を具体化していきます。

第2に、**水分野の取組を強化**します。上水道、下水道、工業用水道において、**新たな方式であるウォーターPPPの導入を進め**、コンセッションへの段階的な移行を推進します。また、**ハイブリッドダム**により、再生可能エネルギーの活用を拡大し、**官民連携で水力発電設備の整備**を進めます。

第3に、**既存ストックを再生するスモールコンセッション**や、老朽化した**自衛隊施設の集約・建て替え**、さらには、**道路、公園、港湾、河川、漁港など、PPP / PFIを活用する分野を拡大**していきます。

岡田大臣 においては、関係大臣と連携し、本日取りまとめたこのアクションプランに基づき、迅速かつ強力に諸施策を推進するとともに、しっかりと進捗管理を行ってください。



岡田直樹内閣府特命担当大臣（2022年-）

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）概要

1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1) **基本的な考え方**: 新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として推進

-) 財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立
-) 新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
-) 地域課題の解決と持続可能で活力ある地域経済社会の実現
-) カーボンニュートラル等の政策課題に対する取組への貢献

(2) **推進の方向性**: 重点実行期間における自律的な展開基盤の早期形成のための支援策の拡充・重点投入

-) 地域における活用拡大
-) 活用対象の拡大
-) **PPP/PFI手法の進化・多様化**
-) 民間による創意工夫の最大化
-) 地域の主体の能力強化と人材の確保

2. PPP/PFIの推進施策

(1) **多様なPPP/PFIの展開**: 国の支援施策と機構支援の積極的な活用による先導的事例の形成及び活用モデルの横展開の推進

-) **カーボンニュートラルへの貢献**(ハイブリッドダム、グリーンインフラ連携等)
-) 新たなPPP/PFI活用モデルの形成 (**新たな官民連携ビークル、新技術・サービス導入、スモールコンセッション、みなと緑地PPP、RIVASITE**等)
-) 新分野の開拓 (**自衛隊施設、漁港、公営駐車場**等)
-) 公的不動産活用(国有財産、文教施設、学校等)
-) 広域化、集約化支援 等

(2) **地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援**: 地域経済社会に対する多様な効果の適切な評価、取組促進

-) **ローカルPFI**の推進(指標検討、導入可能性調査における検討要件化等 等)
-) PPP/PFI手法の優先的検討等の推進(人口10~20万人の全自治体での策定:R5年度)
-) 首長、地方議会等の機運醸成((トップセールスの実施、機構と連携)
-) マニュアル等の整理、周知による負担軽減(各種契約書ひな型、事後評価等)
-) 専門的な人材の派遣、育成等派
-) 民間企業、金融機関の人材の確保
-) 地方公共団体への財政支援等
-) 民間提案の積極的活用(加点措置等)
-) 地域プラットフォームを通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進(R8年度)

(3) **取組基盤の充実**: 取組や多様な効果などの情報の共有、見える化の強化

-) 情報の充実・情報活用機会の充実(基礎データベース、多様な効果事例集等の周知、発信)
-) 制度改善(プロフィット・ロスシェアリング、PFI法・ガイドライン改正)

(4) **株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用**: 改正PFI法による案件形成支援

- ・先導的事例の形成、案件発掘等、コンサルティングの積極的実施
- ・地域金融機関等へのノウハウ移転
- ・民間事業者に対する助言や専門家派遣の実施

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

(1) **事業規模目標**: 30兆円(令和4年度~13年度)の事業規模達成へ向けた取組

- ・コンセッション:7兆円、収益型事業:7兆円、公的不動産利活用:5兆円、サービス購入型等:7兆円、取組強化:4兆円

(2) **重点分野と目標**: 5年件数目標70件、事業件数10年ターゲット575件

- ・**事業件数10年ターゲットの設定** 案件候補リスト、工程等を具体化した実行計画策定
- ・好事例の横展開、案件発掘、関連施策を集中的に投入
- ・**水関連分野でウォーターPPPを推進**

4. PDCAサイクル

(1) **PDCAの進め方**: アクションプランの毎年の見直し

- ・毎年度フォローアップ、課題の抽出、対応策の検討
- ・重点実行期間の中間評価

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）概要

PPP/PFI推進アクションプランの改定について

PPP/PFIは、**公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用**する手法。

社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環を生み出すことに貢献するもので、**新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱**。

< PPP/PFIの効果 >

公共のメリット……………財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立
民間事業者のメリット…新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
住民のメリット……………地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現

関空・伊丹空港
コンセッション



国土交通省資料より引用

良質な公共サービスの提供と
民間のビジネス機会の創出

のいち
石川県野々市市
図書館等複合施設



野々市市資料より引用

にぎわいの創出など、活力ある
地域経済社会の実現

宮城県上・工・下水道
一体コンセッション



宮城県HPより引用

事業費削減による財政健全化と
水道サービスの維持向上

令和4年度からの10年間で30兆円の事業規模目標の達成に向け、
PFIの質と量の両面からの充実を図るため、以下の柱でアクションプランを改定。

1．事業件数10年ターゲットの設定

2．新分野の開拓

3．PPP/PFI手法の進化・多様化

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）概要

1. 事業件数10年ターゲットの設定

案件上積みを見据え、より長期的な視点での具体的な件数ターゲットが必要。

新たに、重点分野*において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲット**を設定。

ウォーターPPP等、多様な官民連携方式の導入等により**案件形成の裾野拡大と加速化**を強力に推進する。

*重点分野：空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間（令和4年度～令和8年度）

5年件数目標

重点分野合計 **70件**
（コンセッション中心）

昨年
設定

アクションプラン期間 10年（令和4年度～令和13年度）

事業件数10年ターゲット

重点分野合計 **575件**
（コンセッションを含む多様な官民連携）

新たに
設定

ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速

コンセッション
6事業が運営開始

宮城県R4
上水道・工業用水道・下水道一体

大阪市(大阪府)R4
工業用水道

熊本県R3
工業用水道

須崎市(高知県)R2
下水道

三浦市(神奈川県)R5
下水道

浜松市(静岡県)H30
下水道

ウォーターPPP導入による
地方公共団体等のニーズ*に
応じた選択肢の拡大

分野名	事業件数10年ターゲット <ウォーターPPP>
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

<ウォーターPPP>
コンセッションの他、コンセッションに段階的に
移行するための官民連携方式として、長期契約で
管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ：例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の收受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

1. 事業件数10年ターゲットの設定

5年件数目標(R4-R8)	
	R4アクションプラン
重点分野	5年間で具体化すべき事業件数目標 (対象：R4-R8)
空港	3
水道	5
下水道	6
道路	6
スポーツ施設	10
文化・社会教育施設	10
大学施設	5
公園	2
MICE施設	10
公営住宅	10
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	R5以降の目標は今後検討 (3件を予定)
公営水力発電	R5以降の目標は今後検討 (3件を予定)
工業用水道	3
合計	70

事業件数10年ターゲット(R4-R13)	
	R5アクションプラン
重点分野	10年間で具体化を 狙う事業件数 (10年ターゲット) (対象：R4-R13)
空港	10
水道	100
下水道	100
道路	60
スポーツ施設	30
文化・社会教育施設	30
大学施設	30
公園	30
MICE施設	30
公営住宅	100
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	10
公営水力発電	20
工業用水道	25
合計	575

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）概要

2. 新分野の開拓

社会情勢やニーズの変化により、官民連携により更なるビジネス機会の拡大や活力ある地域づくり等が期待できる、ポテンシャルのある分野が顕在化。
PFIの活用領域の拡大に向け、**新分野の開拓**、案件形成を図る。

水力発電（ハイブリッドダム）

治水・利水ダムの水力発電設備の新設・増強を官民連携で実施



【発電設備の新設・増強】

電力活用
イメージ



【データセンター等を誘致し地域振興】

スモールコンセッション

自治体が取得・所有する空き家等の既存ストックを活用した小規模なコンセッション事業等



【町家群を宿泊施設として活用するコンセッション事業（岡山県津山市）】

自衛隊施設

各駐屯地・基地等の集約化・再配置等でPPP/PFI活用推進



【現状施設の例（庁舎）】



【建替後のイメージ（庁舎）】

道路

バスタやSA/PAに加え、下関北九州道路についてエリア単位でPFI活用可能性検討

みなと緑地PPP

港湾緑地等で、民間施設の収益を緑地のリニューアル等に還元

河川敷地PPP

河川敷地で民間投資を創出し、地域の活性化と河川管理の効率化

漁港

漁港施設・水面の官民連携による活用推進

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）概要

3. PPP/PFI手法の進化・多様化

PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けては、地域における多様な主体の参画と連携が効果的。

幅広い地方公共団体での普及に向けて、**地域経済社会に多くのメリットをもたらす「ローカルPFI」**の推進を図る。

<ローカルPFIの主な特長>

地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、地域産材の活用（資材、食材等）、地域人材の育成施設・分野を横断した地域全体の経営視点を持った新たな官民連携手法の推進を図る。

静岡県函南町 ^{かなみちょう} 道の駅

地域企業のネットワークを活用して、**地域産品の出荷機会や雇用機会を創出**する道の駅整備事業。

地域企業の参画 **地域企業が代表企業**
 来場者増 **約2.4倍**（年間想定69万人 実績164万人）
 売上増 **5割程度増加**（対前年度比）
 地域雇用創出 **ほぼ近隣在住者（4割が函南町）**
 歳出削減 **約9%削減**（契約金額 約24億円）



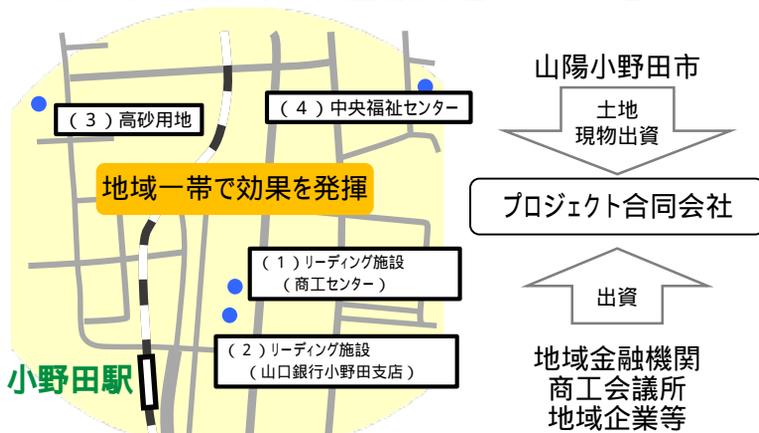
【外観（飲食施設・防災倉庫等）】
内閣府資料より引用



【本道の駅を拠点とする地元アイドル】

山口県山陽小野田市 官民複合施設

複数の公共施設と民間収益施設を組み合わせた地域一帯の開発を、**地域企業が参画**し実施。



【リーディング施設】 山陽小野田市HPより引用

3～5階	山口東京理科大学 学生寮
2階	職業相談所、 商工会議所等
1階	市民活動センター、 山口銀行等

政府の推進体制

「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針）」
（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

第4章 中長期の経済財政運営

3．生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

（PPP/PFIの活用等による官民連携の推進）

公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP/PFI¹について、改定アクションプラン²に基づき、各重点分野における事業件数目標の達成と上積みを見据え、取組を推進する³。スタジアム・アリーナ、文化施設等の重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続しつつ、GXに貢献する再生可能エネルギー分野をはじめとする新領域の開拓と案件形成を図る。上下水道の所管の一元化を見据えたウォーターPPP⁴や、スモールコンセッション⁵、LABV⁶等のスキームを確立し、導入拡大を図る。地域社会・経済に貢献するローカルPFIの確立と普及に向け、PFI推進機構の機能も活用しつつ、地域プラットフォームの拡充に取り組む。

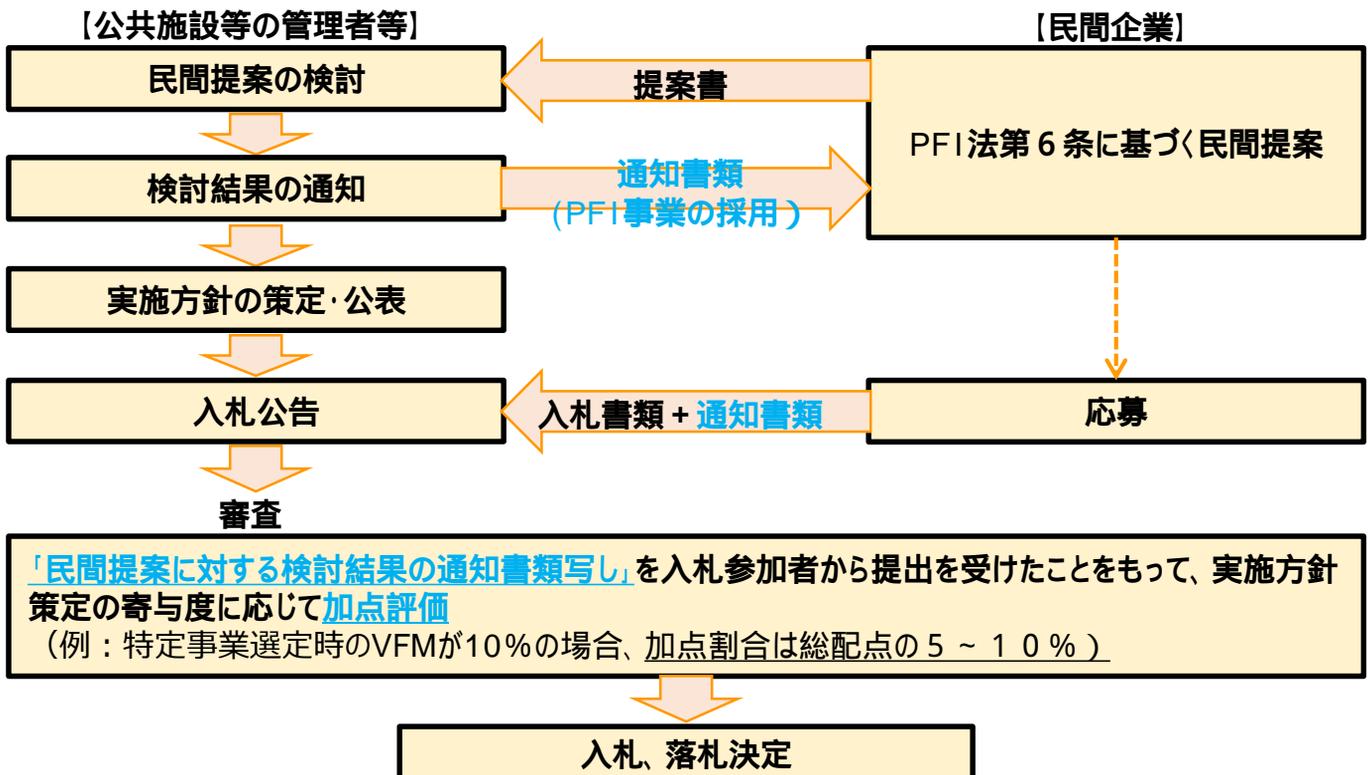
- 1 民間の資金・ノウハウを公共施設等の建設、維持管理、運営等に活用する手法。自律的な展開基盤の早期形成のため、2022～2026年度を重点実行期間としている。
- 2 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）。
- 3 重点分野の事業件数目標として、2022～2031年度で計70件等、2022年～2031年で計575件。
- 4 上水道・下水道・工業用水道の水道3分野において、公共施設等運営事業及び同方式に準じる効果が期待できる公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式を導入するもの。
- 5 空き家等の既存ストック等を活用して地域活性化を図る小規模なコンセッション等事業。
- 6 地方公共団体等が公的不動産を現物出資して民間事業者と新たな事業体を設立し、公的不動産の有効活用を図る方式。

民間提案制度を推進するための取組

公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行うとされたことを受け、公共調達の評価において、民間提案事業者に対して加点を行う。

- 適用対象：PFI法第6条民間提案に基づき実施される総合評価落札方式又は企画競争により、令和5年4月1日以降に契約を締結しようとするすべての公共調達
- 加点評価：PFI法第6条第1項に基づく提案を実施した入札参加者を入札時の評価において加点。
加点を希望する入札参加者は、PFI法第6条第2項に基づく、公共施設等の管理者等による民間提案に対する検討結果の通知書類写し等を提出。実施方針策定の寄与度に応じて加点。（例えば、特定事業選定時のVFMが10%の場合、加点割合は総配点の5～10%。）



スタジアム・アリーナに係る コンセッション事業活用ガイドライン

スタジアム・アリーナを対象としたコンセッション事業の解説を作成しました。

スタジアム・アリーナは大規模な建築物であり、周辺地域に対して大きなインパクトを与える潜在力を持つ施設のため、複合化やスポーツ以外の目的での利活用も想定され、多機能化や自由度の高い運営を想定したコンセッション事業にマッチした施設です。

ガイドラインでは、検討段階から公募段階にかけての重要論点を整理しています。

導入編	第1章	はじめに ガイドライン策定の趣旨や目的 ガイドラインの位置づけや他のガイドライン等との関係性 用語定義(PFI事業等に馴染みのない担当者等も想定し幅広く記載)
	第2章	スタジアム・アリーナ改革とコンセッション コンセッション手法の活用意義やメリット(官民の視点、eスポーツ等の活用) コンセッション手法による官民連携及び整備と運営の一体的な検討・実施の意義 本ガイドラインの論点と構成
実務編	第3章	事業化検討段階 <u>スタジアム・アリーナ改革を踏まえ、事業化検討段階の4つの要件、検討すべき15の論点を整理</u> <u>迅速な事業化手続の工夫やスケジュールを示し、PFI手法等の時間的制約にかかる障壁を緩和</u> <u>コンセプト(多様なスポーツ・エンタメ興行利用)を踏まえた施設規模検討の考え方を例示</u>
	第4章	公募準備段階 <u>実施方針・要求水準書等の作成・公表時に留意すべきポイントを提示</u> <u>民間事業者のノウハウを活用し、スタジアム・アリーナの役割や機能を維持向上させるための契約内容や審査する際の留意点を提示。</u>
資料編	第5章	資料編 入札・公募資料のひな型、関連する指針・ガイドライン・マニュアル、スポーツ関連で定められた施設基準等の概要を一覧で紹介。

右のQRコードから**ダウンロード**できます

※内閣府HPにアクセスします

URL : https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/stadium-arena/r4_kouhyou.html



ガイドライン等

事業 発案段階	事業条件 検討段階	実施方針の 策定・公表	特定事業の 評価・選定	民間事業 者募集 評価・選定	事業契約 等の 締結等	事業実施、 監視等	事業の終了
------------	--------------	----------------	----------------	----------------------	-------------------	--------------	-------

事業導入
関連

地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き（H15策定、R5更新）

PPP/PFI手法導入
優先的検討規程
・策定の手引き（R4更新）
・運用の手引き（H29）

事業推進の
手続き関連

PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（H13策定、R5更新）

PPP/PFI導入可能性調査
簡易化マニュアル（H31）

PFI事業におけるリスク分
担等に関するガイドライン
（R3更新）

VFMに関するガイドライン（H13策定、R5更新）

契約に関する
ガイドライン
（R5更新）

モニタリングに関する
ガイドライン
（H30更新）

VFM簡易算定モデル、
VFM簡易算定モデルマニュアル
（H29）

PFI標準契
約1(H22)

PFI事業における
事後評価マニュアル
（R3）

地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易
化マニュアル（H26）

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（H25策定、R5更新）

官民対話（民間
提案含む）
関連

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガ
イド（H28 内閣府・総務省・国交省）

専門家派遣によるハンズオン支援から得られた
官民連携事業の具体化のポイント集（R3）

地域プラットフォームの取組か
ら得られた「円滑な官民対話
」のポイント(R2更新)

地方公共団体のサウンディ
ング型市場調査の手引き
（R1更新）

PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル
（R3更新）

その他

地域プラットフォーム運用マニュアル（H29）
PFI推進室HP「各種PFI情報」、「PFI契約情報」、「よくある御質問」等

ガイドライン等

対象	名称	概要	URL
全般	PFI事業導入の手引き	PFIに対する疑問や課題への対応、手続きの進め方について、網羅的に解説。	https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/tebiki_index.html
全般	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業について網羅的に解説。	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html
水道	水道事業における官民連携に関する手引き	水道分野における官民連携手法について網羅的に解説。コンセッション方式についても1編設けられている。	https://www.mhlw.go.jp/content/000553425.pdf
水道	水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン	水道分野においては、公共施設等運営権の設定にあたり、水道法に基づく許可が必要となるが、当該許可に関する手続きや基準を解説している。	https://www.mhlw.go.jp/content/000552925.pdf
水道	水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン(案)	水道事業を対象に、地方公共団体等がPPP/PFI手法導入のための優先的検討規程を作成する際に参考とすることができる考え方をまとめている。	https://www8.cao.go.jp/pfi/concession/pdf/mhlw_01.pdf
下水道	下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン	下水道事業における公共施設等運営事業の実施に向けて、地方公共団体等及び運営権者が取組むべき事項を整理している。	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000732.html
下水道	下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン	下水道分野において特に中小規模自治体におけるPPP/PFI手法導入を促進することを目的とし、手法ごとの特徴や具体の検討に係る業務の流れをわかりやすく解説している。	http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000781.html
文教施設	文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き	文教施設におけるコンセッション事業について、基本的な考え方の整理、手続き等について具体的な検討事項を解説している。	https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650.htm
文教施設	文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集	文教施設分野における先導的なPPP/PFI事業等の事例を調査・分析し、PPP/PFI手法等の導入促進に効果的な好事例を事例集として取りまとめたもの。	https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm
MICE施設	MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査等事業取りまとめ説明資料	MICE施設を有する自治体のMICE政策・MICE施設の担当者を対象に、コンセッション方式の概要やMICE施設への導入のメリットや課題、参考事例、導入に向けたパターン等を示したもの。	https://www.mlit.go.jp/kanakocho/content/001344231.pdf
工業用水道	工業用水道事業におけるPPP/PFI導入の手引き	公共施設等運営権に係る制度解説や、先行事例の紹介、事業スキームの考え方や論点整理を行っている。	https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831.pdf

国による支援事業リスト（令和5年6月30日時点）

※支援事業の詳細についてはPFI推進室HP（https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html）をご覧ください。

省庁等	事業名等	支援の内容等							担当部署
		全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	運営・維持管理	
内閣府	地域プラットフォーム形成支援								
	優先的検討規程運用支援								
	高度専門家による課題検討支援								
	民間資金等活用事業調査費補助事業								民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI室）
	PPP/PFI行政実務専門家派遣								
	PPP/PFI専門家派遣								
	PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度に基づく支援								
	ワンストップ窓口								
	民間資金等活用公共施設等整備事業								地方創生推進事務局
	地方創生整備推進交付金								地方創生推進事務局（公共交付金L）
文部科学省	文教施設における多様なPPP/PFIに関する先導的開発事業								大臣官房 文教施設企画・防災部施設企画課
	社会教育デジタル活用等推進事業								総合教育政策局 地域学習推進課
文化庁	文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業								企画調整課総括係
スポーツ庁	スポーツ振興（じ）助成金による支援（JSC）								参事官（地域振興担当）付施設整備係
	体育・スポーツ施設整備（学校施設環境改善交付金）								
	スタジアム・アリーナ改革推進事業								参事官（民間スポーツ担当）付
厚生労働省	官民連携等基盤強化推進事業								医薬・生活衛生局 水道課
	水道事業官民連携等基盤強化支援								
農林水産省	農村整備事業								地域整備課
	農山漁村地域整備交付金								農村資源循環班
	強い農業づくり総合支援交付金 卸売市場等支援タイプ								食品流通課卸売市場 室市場整備班
	水産流通基盤整備事業等								水産庁計画課
	漁村整備事業 農山漁村地域整備交付金 浜の活力再生・成長促進交付金（うち漁港機能高度化目標）								水産庁防災漁村課
経済産業省	工業用水道事業費								地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課
観光庁	コンセッション方式活用に向けた課題調査								参事官（MICE）

国による支援事業リスト（令和5年6月30日時点）

※支援事業の詳細についてはPFI推進室HP（https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html）をご覧ください。

省庁等	事業名等	支援の内容等								担当部署
		全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	運営・維持管理	その他	
国土交通省	下水道地域活力向上計画策定事業									水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課
	民間活力イノベーション推進下水道事業									
	下水道民間活力導入促進事業									
	PPP/PFI手法による下水道管渠整備推進事業									
	モデル都市支援									
	官民連携相談窓口（げすいの窓口）									
	官民連携基盤整備推進調査費									
	共創モデル実証プロジェクト								国土政策局広域地方政策課調整室	
	都市構造再編集集中支援事業								総合政策局 地域交通課	
	都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）									
	都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）									
	都市局 市街地整備課								都市局 まちづくり推進課	
	ウォークアブル推進税制									
	官民連携まちなか再生推進事業								都市局 街路交通施設課	
	都市・地域交通戦略推進事業 まちなかウォークアブル推進事業									
	官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金事業 都市公園等事業）								都市局 公園緑地・景観課	
	官民連携型公園計画策定調査（社会資本整備総合交付金事業 都市公園等事業）									
	賑わい増進事業資金（都市開発資金の貸付制度）									
	無電柱化推進計画事業補助									
	道路局 環境安全・防災課								不動産・建設経済局 不動産市場整備課	
	PRE/FM研修									
	公的不動産（PRE）ポータルサイト								住宅局 住宅総合整備課	
公営住宅等整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）										
地域居住機能再生推進事業										
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業										
専門家派遣によるハンズオン支援										
先導的官民連携支援事業										
地方ブロックプラットフォームを通じた案件形成の推進										
総合政策局 社会資本整備政策課							総合政策局 社会資本整備政策課			
インフラ運営等に係る民間提案型「官民連携モデリング」										

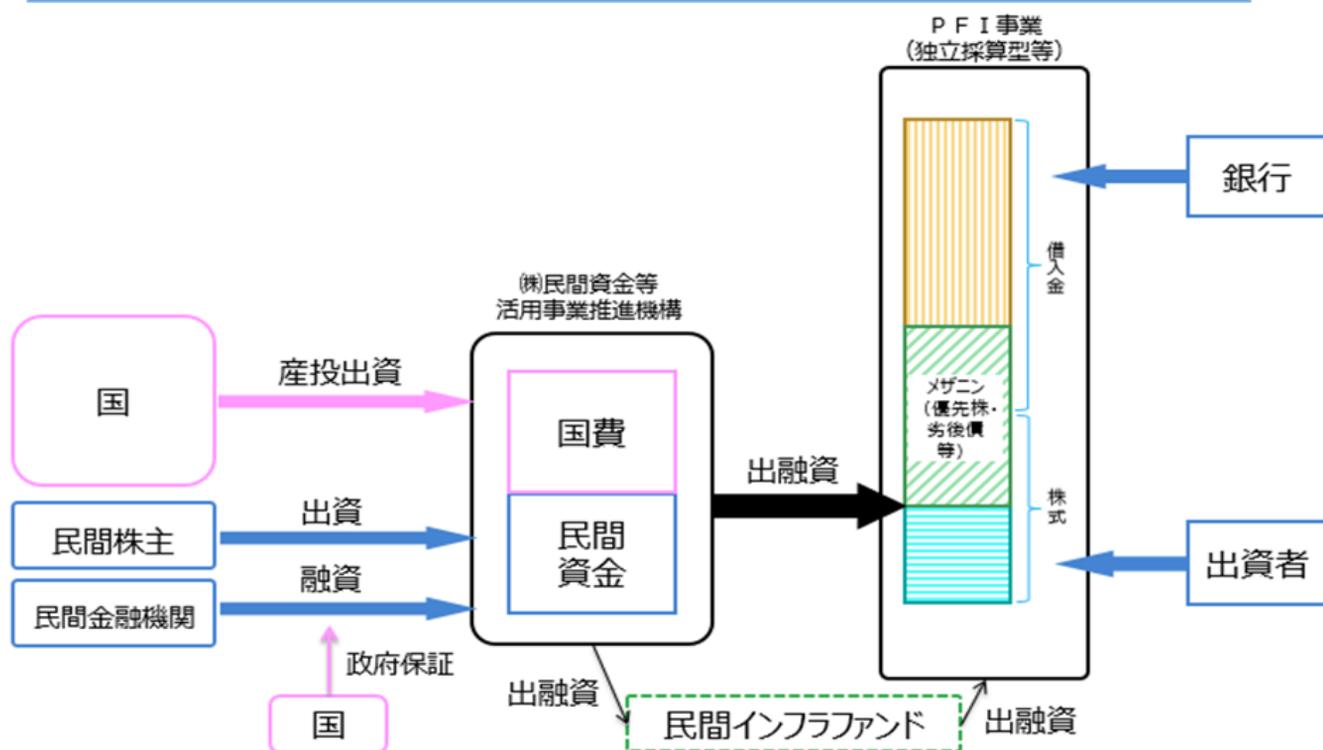
PFI推進機構の概要



PFI推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、PFI事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。）に対する出融資（優先株・劣後債の取得等）や案件形成のためのコンサルティングを実施しています。令和4年PFI法改正により、機構の業務に、PFI事業を支援する民間事業者に対する助言や専門家派遣等が追加されるとともに、資産処分期限が5年延長されました。

- 設立 平成25年（2013年）10月7日（平成25年PFI法改正により設立）
- 存続期間 令和14年度末までに保有する全ての株式、債権の処分を行うよう努めなければならない。
- 資本金 100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円）
民間株主69社（うち49社が地域金融機関）
- 支援決定件数 56件（令和4年度末時点）
- 支援決定金額 約1,380億円（令和4年度末時点）

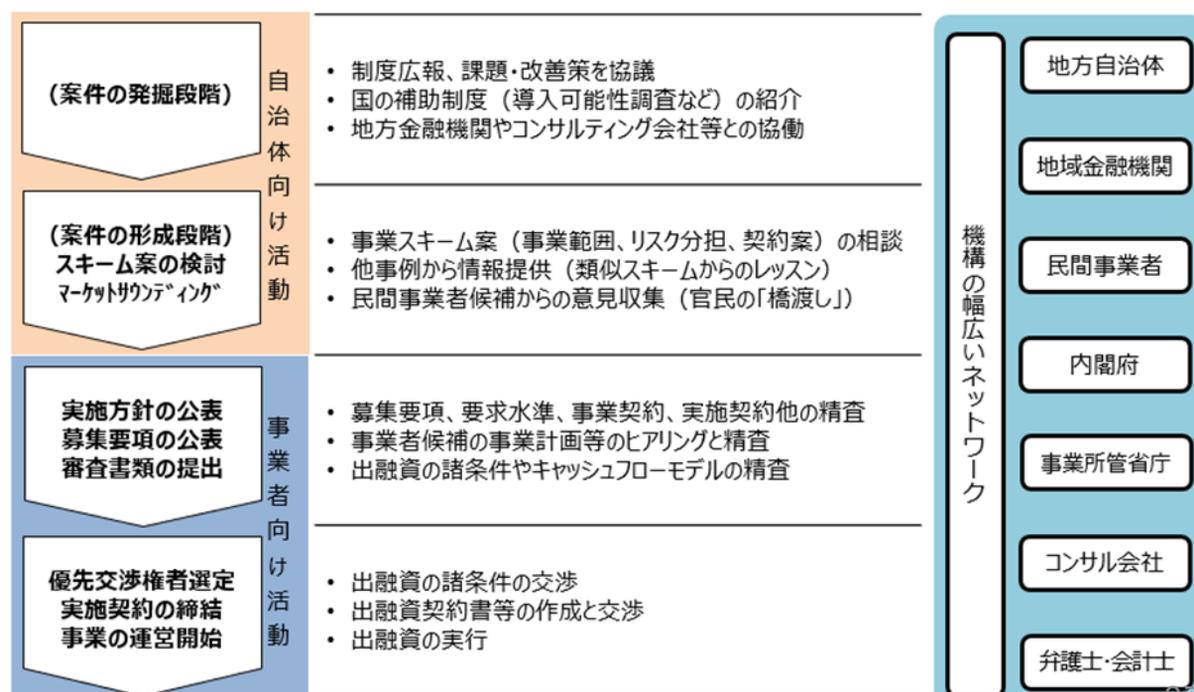
PFI推進機構の出融資制度



PFI推進機構 支援決定実績（分野別） （令和3年度末時点：52件）

空港	10	関空・伊丹空港、仙台空港、福岡空港、高松空港、熊本空港、北海道内（国管理4空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港）、広島空港
スポーツ施設	10	福岡市総合体育館、新富士見市民温水プール、袋井市総合体育館、帯広市新総合体育館、栃木県総合スポーツゾーン東エリア、横浜文化体育館、新青森県総合運動公園新水泳場、鳥取市民体育館、宮崎県プール、瑞穂公園陸上競技場
文化施設	7	海の中道海浜公園海洋生態科学館、川西市低炭素型複合施設、野々市中央地区整備、福岡市美術館、福岡市科学館、東大阪市新市民会館、鳥取県立美術館
教育施設	5	筑波大学グローバルレジデンス、大阪大学グローバルビレッジ、大阪大学箕面新キャンパス学寮、沖縄科学技術大学院大学宿舎、国際教養大学新学生宿舎
事務庁舎	4	八木駅南有地活用事業、大阪第6地方合同庁舎、横浜地方合同庁舎、京都市上下水道局南部拠点
公園・観光施設	4	函南道の駅・川の駅、むつざわスマートウェルネスタウン、お茶と宇治のまち歴史公園、佐世保市中央公園
発電施設	3	秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電、箱島湧水発電、鳥取県営水力発電所
水道	2	須崎市公共下水道、熊本県有明・八代工業用水道
廃棄物処理施設	2	名古屋市北名古屋工場、第2期君津地域広域廃棄物処理
有料道路	1	愛知県有料道路
その他	4	女川町水産加工団地排水処理施設、岡崎市こども発達センター、防衛省民間船舶、丸の内インフラストラクチャー

収益型PFI事業の過程におけるPFI推進機構の活動



問い合わせ先

対象分野	名称	連絡先
全般	内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室） ※ PPP/PFI の各種制度を所管している。PPP/PFI の実務に関する質問、問い合わせについて、他省庁所管も含めてワンストップで対応。	電話番号：03-6257-1655 URL： https://www8.cao.go.jp/pfi/
全般 (国土交通省所管)	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 ※ 国土交通省所管の施設等についての PPP/PFI に係る各種企画立案を実施。	電話番号：03-5253-8981 URL： https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html
水道	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課	電話番号：03-3595-2368 URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512_00004.html
下水道	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部	電話番号：03-5253-8430 URL： https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html
文教施設全般	文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課	電話番号：03-5253-4111 (内線4669)
スポーツ施設	スポーツ庁 参事官付（地域振興担当）付施設企画係	電話番号：03-6734-3934
文化施設	文化庁 企画調整課総括係	電話番号：03-5253-4111 (内線3143)
社会教育施設	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課庶務係	電話番号：03-5253-4111 (内線2969)
MICE施設	観光庁 参事官(MICE)	電話番号：03-5253-8938 URL： https://www.mlit.go.jp/kanakocho/page03_000056.html
工業用水道	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課	電話番号：03-3501-1677

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します。
本資料及び支援措置に関するご質問は、下記のお問合せ先までご連絡ください。

PPP/PFI全般に関するワンストップ相談窓口

内閣府民間資金等活用事業推進室

TEL 03-6257-1655

受付フォーム <https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0028.html>

